

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の6」に、

「

第5節 使用料（第17条—第19条） を

」

「

第5節 使用料（第17条—第19条） に改める。

第6節 利用料金（第19条の2）

」

第6条の見出しを「(利用の許可等)」に改め、同条第1項中「駿府城公園の坤櫓、」を削り、「坤櫓等」を「ウォータースライダー等」に改め、「の東御門・巽櫓」の次に「坤櫓」を加え、同条第3項中「有料で」を「第8条第2項の利用料金により」に、「有料施設」を「利用料金施設」に改め、同項の表を次のように改める。

公園の名称	施設の名称
駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室
清水日本平運動公園	庭球場
清水清見潟公園	体育館、室内プール及びトレーニング室

第6条に次の1項を加える。

- 4 利用許可施設のうち使用料により利用させる施設（附帯施設を含む。以下「使用料施設」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

公園の名称	施設の名称
大浜公園	ウォータースライダー
清水日本平運動公園	球技場
清水船越堤公園	茶室兼多目的集会室
清水桜が丘公園	庭球場

第7条第1項及び第3項中「坤櫓等」を「ウォータースライダー等」に改める。

第8条第2項から第5項までを次のように改める。

- 2 市長は、利用料金施設の指定管理者に利用料金施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第1に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第8条第6項を削り、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第8条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第8条の3 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が東御門・巽櫓等の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が東御門・巽櫓等の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第8条の4 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第8条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東御門・巽櫓等の利用の許可に関すること。
- (2) 東御門・巽櫓等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
(指定管理者の原状回復の義務)

第8条の6 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第17条第1項中「別表第1」を「別表第2」に、「有料施設」を「使用料施設」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第2項中「別表第1中」を「別表第2中」に、「別表第2の(3)から(5)まで」を「別表第3の(2)及び(3)」に、「別表第1又は別表第2」を「別表第2又は別表第3」に改め、同条第4項を削る。

第18条第1号中「有料施設」を「使用料施設」に改め、「(以下「利用者等」という。)」を削り、同条第3号中「利用者等」を「第1号に規定する者」に改める。

第3章に次の1節を加える。

第6節 利用料金

(利用料金)

第19条の2 利用料金施設について第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の入場者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、利用料金を無料とする。

- (1) 市内に居住する70歳以上の者
- (2) 市長が別に定める期間中に入場した者

第20条中「利用者等」の次に「(法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第2(1)駿府城公園の表を削り、別表第2(2)大浜公園の表を別表第2(1)大浜公園の表とし、別表第2(3)清水船越堤公園の表を別表第2(2)清水船越堤公園の表とし、別表第2(4)清水日本平運動公園の表を次のように改める。

- (3) 清水日本平運動公園の球技場

ア 施設利用

区分				使用料							
				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	時間外	
				午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	午後6時から午後9時	午後6時から午後9時
球技場	入場料を徴収する場合	アマチュア一般		64,770円	74,040円	55,530円	138,810円	129,570円	194,340円	18,510円	18,510円
		アマチュア生徒等		45,360円	51,840円	38,880円	97,200円	90,720円	136,080円	12,960円	12,960円
	入場料を徴収しない場合	アマチュア一般		21,590円	24,680円	18,510円	46,270円	43,190円	63,780円	6,170円	6,170円
		アマチュア生徒等		15,120円	17,280円	12,960円	32,400円	30,240円	45,360円	4,320円	4,320円
	入場料を徴収しない場合	アマチュア一般		24,680円	24,680円	28,720円	49,370円	53,410円	78,100円	6,130円	9,530円
		アマチュア生徒等									
第1会議室				1,420円	1,420円	1,420円	2,850円	2,850円	4,280円	300円	460円
第2会議室				460円	460円	460円	920円	920円	1,380円	100円	150円
第3会議室				670円	670円	670円	1,350円	1,350円	2,030円	150円	200円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 土曜日、日曜日、休日及び第7条第3項ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 4 入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に利用する場合の使用料の額は、当該利用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が使用料の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。

イ 附帯設備利用

区分		単位	使用料	
大型映像装置	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	4,180円	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	66,050円	
照明 灯	全部点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	72,330円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	174,050円
	3分の1 点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	24,100円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	166,710円
	5分の1 点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	14,670円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	164,610円
放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	24,100円	
冷暖房設備	冷房	1時間につき	3,130円	
	暖房	1時間につき	2,610円	

備考 業として広告を大型映像装置に表示する場合の大型映像装置の使用料の額は、区分の欄に掲げる大型映像装置の規定により算定した額に表示する広告1件につき22,010円を加算した額とする。

ウ 器具及び備品使用

区分	単位	使用料（1回当たり）
表彰台	1台	200円
演台	1台	200円
折り畳み椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円

備考

1 この表に掲げる器具又は備品以外の器具又は備品の使用料の額は、類似する器具又は備品の使用料の額に準じて算定した額とする。

2 ア施設利用の表に掲げる施設の利用許可を受けた1日の連続した時間区分における使用を「1回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

別表第2（5）清水清見瀉公園の表を削り、別表第2（6）清水桜が丘公園の表を別表第2（4）清水桜が丘公園の表とし、別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第8条関係）

（1）駿府城公園

ア 東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園

（ア）施設利用の利用料金の限度額

区分			金額
東御門・巽櫓	一般	15歳以上の者	200円
		6歳以上15歳未満の者	50円
	団体	15歳以上の者	160円
		6歳以上15歳未満の者	40円
坤櫓	一般	15歳以上の者	100円
		6歳以上15歳未満の者	50円
	団体	15歳以上の者	80円
		6歳以上15歳未満の者	40円
日本庭園	一般	15歳以上の者	150円
		6歳以上15歳未満の者	50円
	団体	15歳以上の者	120円
		6歳以上15歳未満の者	40円
東御門・巽櫓 坤櫓	一般	15歳以上の者	360円
		6歳以上15歳未満の者	120円
日本庭園 (共通)	団体	15歳以上の者	280円
		6歳以上15歳未満の者	90円

備考

1 「団体」とは、30人以上をいう。

2 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、6歳以上15歳未満の者の区分とする。

(イ) 体験使用の利用料金の限度額

区分	単位	金額
歴史疑似体験	1人1回につき	500円

備考 歴史疑似体験は、6歳以上の者に限り、利用することができる。

イ 茶室

(ア) 施設利用の利用料金の限度額

区分	金額（1室につき）			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
和室1	2,050円	2,770円	2,770円	7,590円
和室2	1,540円	2,050円	2,050円	5,640円
和室3	3,080円	4,110円	4,110円	11,300円
小間	2,460円	3,290円	3,290円	9,040円

(イ) 備品使用の利用料金の限度額

区分	単位	金額
茶道用具	一式 1回	1,020円

(2) 清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額

単位	金額
1面1利用区分帯につき	1,200円

備考

1 「1利用区分帯」とは、第7条第1項に規定する庭球場の供用時間を当該供用時間の開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金の限度額は、1利用区分帯につき600円とする。

(1) 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間

ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間

イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間

ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間

エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間

(2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る第6条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間

2 第7条第1項ただし書の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき600円とする。

3 第7条第3項に規定する休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

4 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

(3) 清水清見潟公園

ア 体育館

(ア) 施設利用の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
専 用 利 用	体 育 館	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	3,060円	2,040円	2,040円	6,120円
			生徒等	2,160円	1,440円	1,440円	4,320円
		その他の場合		15,300円	10,200円	10,200円	30,600円
		多目的室	一般	720円	480円	480円	1,440円
		生徒等	510円	340円	340円	1,020円	
個 人 利 用	当日券	一般	180円	180円	180円	210円	
		生徒等	90円	90円	90円	110円	
	整理券	一般	1人1回1時間につき 100円				
		生徒等	1人1回1時間につき 60円				

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 6 第7条第1項ただし書の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 8 土曜日、日曜日、休日及び第7条第3項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 9 体育館の一部を専用利用する場合において、その面積が2分の1に満たないときの利用料金の限度額は、この表による金額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 10 整理券は、開館より1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに利用時間を指定した場合（管理上支障のない場合に限る。）に限り、利用することができる。
- 11 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。
- 12 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 13 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ

る。

(イ) 器具及び備品使用の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	200円
バレーボール用具	一式	200円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1個	20円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
ポータブルアンプ	1台	510円
コードリール	1巻	100円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円

備考

- この表に掲げる器具又は備品以外の器具又は備品の利用料金の限度額は、類似する器具又は備品の金額に準じて算定した額とする。
- (ア) 施設利用の利用料金の限度額の表に掲げる施設の利用許可を受けた1日の連続した時間区分における使用を「1回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

イ 室内プールの利用料金の限度額

時間区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	一般	1コースにつき 3,090円	1コースにつき 4,120円	1コースにつき 3,090円
	生徒等	1コースにつき 1,560円	1コースにつき 2,080円	1コースにつき 1,560円
個人利用	当日券	一般	410円	410円
		生徒等	210円	210円

回数券	一般	回数券（12回券）	4,100円
	生徒等	回数券（12回券）	2,100円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。
- 6 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までにあつてはこの表の午後の区分における金額の4分の1に相当する額とする。
- 7 第7条第1項ただし書の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 8 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 9 土曜日、日曜日、休日及び第7条第3項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 11 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

ウ トレーニング室の利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 3 時まで	午後 3 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 9 時まで
当日券	一般	180円	180円	180円	210円
	生徒等	90円	90円	90円	110円
回数券	一般	回数券（11回券） 1,800円			
	生徒等	回数券（11回券） 900円			
整理券	一般	1人1回1時間につき 100円			
	生徒等	1人1回1時間につき 60円			

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 4 整理券は、開館より1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに利用時間を指定した場合（管理上支障のない場合に限る。）に限り、利用することができる。
- 5 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例（以下「新条例」という。）第8条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができる。

（施行前の準備）

- 3 施行日において新条例第6条第3項に規定する利用料金施設の指定管理者となるものは、

施行日前においても、新条例第8条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。